

又は全國農業資本と財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議書を送付した。

同日議院において採択することを決議

した國立富山病院拡充に関する請願外百七十一件の請願及び新潟港附近海岸決壊防止対策に関する陳情外三十八件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。〔金〕政策に関する質問主意書（田中利勝君提出）同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

〔金〕政策に関する質問主意書（岡村文四郎君提出）同日委員長から左の報告書を提出した。

〔金〕政策に関する質問主意書（小川莫子販賣に関する質問主意書（小川友三君提出）官吏教説に関する質問主意書（小川友三君提出）同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

〔金〕政策に関する質問主意書（羽仁五郎君提出）同日委員長から左の報告書を提出した。

〔金〕政策に関する質問主意書（田中利勝君提出）同日委員長から左の報告書を提出した。

〔金〕政策に関する質問主意書（岡村文四郎君提出）同日委員長から左の報告書を提出した。

〔金〕政策に関する質問主意書（小川莫子販賣に関する質問主意書（小川友三君提出）官吏教説に関する質問主意書（小川友三君提出）同日左の質問主意書を提出した。

健康保険法の一部を改正する法律案 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
地方出先機関整理に関する決議 同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を議院運営委員会に付託した。
同日議長から内閣総理大臣宛左の決議書を送付した。
同日議院において採択することを決議した國立富山病院拡充に関する請願外百七十一件の請願及び新潟港附近海岸決壊防止対策に関する陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

〔金〕政策に関する質問主意書（田中利勝君提出）同日議員から左の質問主意書を提出した。

〔金〕政策に関する質問主意書（岡村文四郎君提出）同日議員から左の質問主意書を提出した。

〔金〕政策に関する質問主意書（小川莫子販賣に関する質問主意書（小川友三君提出）官吏教説に関する質問主意書（小川友三君提出）同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

〔金〕政策に関する質問主意書（羽仁五郎君提出）同日議員から左の報告書を提出した。

〔金〕政策に関する質問主意書（田中利勝君提出）同日議員から左の報告書を提出した。

〔金〕政策に関する質問主意書（岡村文四郎君提出）同日議員から左の報告書を提出した。

〔金〕政策に関する質問主意書（小川莫子販賣に関する質問主意書（小川友三君提出）官吏教説に関する質問主意書（小川友三君提出）同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣から左の者を第二回國会政府委員に任命した旨の通知書を送付した。

主特に新投資層である小株主を保護し証券民主化に資するためには、法律案においては、会社の配当する債務であること明かにし、その費用は会社が負担することとするものであつて妥当な措置と認められる。

二、事件の利害得失
株主の負担を軽減することにより株主の大衆化に貢献し得る利益がある。

○副議長（松本治一郎君）これより本日の会議を開きます。日程第一、会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。商業委員長一松政二君。

三、費用
本法律案施行のために別に費用を要しない。

○一松政二君登壇、拍手
会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律案に付きました。商業委員会の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。商業委員会においては、財政金融委員会と連合委員会を開き、又東京証券協会、証券処理調整協議会等の証券関係やその團体の責任者及び銀行又は会社の責任者の意見を見渡し、慎重に審議をいたしましたのであります。

先ず本法律案の提案の理由及び法律案の内容を御紹介いたしますると、証券を廣く民衆に持たせるということは、經濟政策の重要な一環でありますから、政府におきましては、これが目的の達成のために証券取引所法の改正を初め、投資者の保護に万全を期しております。然るに近來配当支拂に伴う郵便料等の費用は著しく増加しております。ところが今回値上げの実現を見た場合には、その費用は半ばに過ぎるものがあると思うのであります。ところが今後増加すると思われる小株主に、この配当支拂の費用を負担させることは、株式を廣く國

よつてその費用が増加したときには、その増加額は、株主の負担とする。大蔵の指定する地域を除く。に住所等を有しない株主に対する支拂については、これを適用しない。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

3 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

4 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

5 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

6 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

7 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

8 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

9 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

10 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

11 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

12 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

13 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

14 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

15 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

16 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

17 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

18 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

19 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

20 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

21 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

22 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

23 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

24 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

25 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

26 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

27 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く。に住

所等を有しない株主に対する支拂

についても、これを適用しない。

28 前二項の規定は、日本國（大蔵）

大蔵の指定期間を除く

參議院議長 松濤 駒吉
參議院議長松平恒慶殿
減額社債に対する措置等に関する
法律案

卷之三

2 この法律で、「社債発行特別經理会社」は、社債を発行して指定時において社債を発行しているものをいう。

3 この法律で、「減額社債等」とは、社債の発行特別經理会社の発行している社債であつて、整備法第十九條第一項の規定により、その債権の全部若しくは一部が消滅し、又は決定整備計画の定めるところにより、その償還若しくは利息の支拂の條件が変更され、若しくはその債務が第二会社に承諾されるものをいう。

4 この法律で、「社債の登録機關」とは、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)に定める社債の登録機関をいう。

（減額社債等の公告）

第二條 減額社債等を発行している社債発行特別經理会社は、整備法

される場合には、その旨及び当該第二会社の商号
一 社債等登録法の適用を受ける減額社債等(決定整備計画において存続することを定めた社債発行特別經理会社の発行する減額社債等であつて償還期限が備法第十五條第一項から第三項までの規定による認可があつた日から三箇月を経過した日以前に到來することができる社債)を除く。第三号、第四号及び第三條中以下同じ)について社債の登録をしていない社債権者であつて社債の登録をしようとするものは、一定期日までに社債の登録をなすべきこと
三 前号に該当する社債権者であつて社債の登録をしようとした

3 社債発行特別經理会社は、減額
社債等につき、社債募集の委託を
受けた会社又は担保附社債信託社
の受託会社があるときは、これら
の会社とともに、第一項の公告を
しなければならない。この場合に
は、公告の費用は、社債発行特別
經理会社の負担とする。

4 整備法第十五條第一項から第三
項までの規定による認可のあつた
日に旧勘定及び新勘定の併合(旧
勘定のみを設ける特別經理会社に
ついては、旧勘定の廃止)をする
場合には、第一項の公告は、整備
法第三十七條第一項(合名会社等
再建資本令第二條において準用す
る場合を含む。)の公告とともに、
これを行わなければならない。

2 前項の書面には、当該社債が減額社債等であることを証する書面をもつて通知しなければならない。

登録簿閲は、第一項の通知を受けたときは、債権の全部が消滅した減額社債等については、職權をもつて、遅滞なく、その事由を記載して社債の登録を抹消し、他の減額社債等については、社債登録簿の表紙の裏面に当該社債に係る第二條第一項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合においては、社債登録簿の各用紙について登録事項を変更することを要しない。

(債券の返還)

（解散の場合の特例）

第七條 決定敷備計畫の定めるところにより解散する社債發行特別整理會社は、減額社債等についてその一部又は全部の償還をなしたときは、遅滞なく、減額社債等に係る登録機關に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第四條第三項の規定は、登録機關においては、「第二條第一項第一号に掲げる事項」とあるのは、「償還をなした金額」と読み替える

の全部若しくは一部が敷備法による消滅した場合には、同條の規定により確定した各社債の額、その償還若しくは利息の支拂の條件が決定敷備計畫の定めるところにより変更される場合には、変更前の條件及び変更後の條件又はその債務が決定敷備計畫の定め

四、減額社債等について社債の登録を
行なう場合に付するべきこと

五、減額社債等に係る登録機関

2、前項第二号から第四号までの規定
による期日は、公告の日から
箇月以上三箇月の範囲内で、これ

従来しくは零銭の詰めの提出があるまでは、償還又は利息の支拂を延期することができる。

2 前項の規定は、社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第六十四条の規定により社債権者に交付する債券及びその利札に、これを准用する。

いもの、社債発行各款の適用を受けない、減資・社債等の社債権及び減額・社債等の所有権は、定期日までに、その有する債権を社債発行特別経理会社、第二会社、社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法(昭治三十八年法律第五十二号)の

第三條 利債免行特別經理会社は、減額取扱等について別途第一項規定
二号から四号までの規定による
期日までは、償還又は利息の支拂
を延期することができる。

公告に根拠して債券の提出があつた場合においては、当該債券の記載事項に所要の特徴をなし、通常多く、債券を提出した社債権者又は質権者に返還しなければならぬ。この場合においては、当該債券の利札に減額社債等である旨を表示する記号を記載しなければならぬ。

より、解散する社債発行特別經理会社の発行する減額社債等であつて、第二会社に承継されるもの以外のものについては、第五條及び前條の規定は、これを適用しない。

4 前項の減額社債等については、社債の登録をした債権者は、社債等登録法第七條本文の規定にかかるわらず、登録の抹消を申請することができない。

(登録機関の要する費用の負担)

第八條 社債発行特別經理会社は、その発行する減額社債等について、登録機関が第四條第三項(前條第二項において準用する場合を含む。)及び第六條に規定する事務を処理するため正当に支出した一切の費用を負担するものとする。

(債権譲渡の特例)

第九條 特別經理会社が、決定整備計画の定めるところにより、その有する債権を第二会社に出資又は譲渡した場合において、その範囲を明示して、その旨を公告したときは、その債権の出資又は譲渡につき、債務者に対し、民法四百六十七條の規定による確定日附のある証書をもつて通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて、確定日附とする。

(指定会社への適用)
第十條 第二條から第八條までの規定は、過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)第十条

一條第二項の決定指令(以下決定指令といふ。)に基いて同法第三條の規定による指定を受けた会社(以下指定会社といふ。)の社債権者の債権が変更せられ、又は当該社債の債務が他に承継される場合に、これを準用する。

2 前條の規定は、決定指令に基いて、指定会社がその有する債権を他に出資又は譲渡する場合に、これを準用する。

(罰則)

第十一條 左の場合においては、その行為をなした社債発行特別經理会社の取締役その他これに準ずる者は、これを五千円以下の過料に処する。

一 第二條の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき
二 第四條第一項又は第七條第一項の規定に違反して通知を怠つたとき

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(黒田英雄君登壇、拍手)

○黒田英雄君 只今上程されました減額社債に対する措置等に関する法律案につきまして、委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

(指定期間の内閣提出案)

この法律案は、企業整備法の特別經理会社が整備計画の認可を受けまして、特別損失の一部を債権者に負担せ

さられる、又は社債の償還とか、利息支拂等の條件を変更されることになります。したとき、又過度経済力集中排除法の受託会社に提出いたしました登録をしておるものは、登録記を登録機関に提出して貰いたいというこを公表しなければならぬのであります。そうして更にこれらの費用の負担に、これを準用する。

1 指定会社が負担するのであります。又公表した期日までにとか、又は登録をするとか、又はその債券若しくは登録簿の提出までは、債券又は利息の支拂いを延期することができる。次に、

2 これが特別經理会社が負担するのであります。又公表した期日までにとか、又は登録をするとか、又はその債券若しくは登録簿の提出までは、債券又は利息の支拂いを延期することができる。次に、

3 「異議なし」と呼ぶ者あり

4 「異議なし」と呼ぶ者あり

5 「異議なし」と呼ぶ者あり

6 「異議なし」と呼ぶ者あり

7 「異議なし」と呼ぶ者あり

8 「異議なし」と呼ぶ者あり

9 「異議なし」と呼ぶ者あり

10 「異議なし」と呼ぶ者あり

11 「異議なし」と呼ぶ者あり

12 「異議なし」と呼ぶ者あり

13 「異議なし」と呼ぶ者あり

14 「異議なし」と呼ぶ者あり

15 「異議なし」と呼ぶ者あり

16 「異議なし」と呼ぶ者あり

17 「異議なし」と呼ぶ者あり

18 「異議なし」と呼ぶ者あり

19 「異議なし」と呼ぶ者あり

20 「異議なし」と呼ぶ者あり

21 「異議なし」と呼ぶ者あり

22 「異議なし」と呼ぶ者あり

23 「異議なし」と呼ぶ者あり

24 「異議なし」と呼ぶ者あり

25 「異議なし」と呼ぶ者あり

26 「異議なし」と呼ぶ者あり

27 「異議なし」と呼ぶ者あり

28 「異議なし」と呼ぶ者あり

29 「異議なし」と呼ぶ者あり

30 「異議なし」と呼ぶ者あり

31 「異議なし」と呼ぶ者あり

32 「異議なし」と呼ぶ者あり

33 「異議なし」と呼ぶ者あり

34 「異議なし」と呼ぶ者あり

35 「異議なし」と呼ぶ者あり

36 「異議なし」と呼ぶ者あり

37 「異議なし」と呼ぶ者あり

38 「異議なし」と呼ぶ者あり

39 「異議なし」と呼ぶ者あり

40 「異議なし」と呼ぶ者あり

41 「異議なし」と呼ぶ者あり

42 「異議なし」と呼ぶ者あり

43 「異議なし」と呼ぶ者あり

44 「異議なし」と呼ぶ者あり

45 「異議なし」と呼ぶ者あり

46 「異議なし」と呼ぶ者あり

47 「異議なし」と呼ぶ者あり

48 「異議なし」と呼ぶ者あり

49 「異議なし」と呼ぶ者あり

50 「異議なし」と呼ぶ者あり

51 「異議なし」と呼ぶ者あり

52 「異議なし」と呼ぶ者あり

53 「異議なし」と呼ぶ者あり

54 「異議なし」と呼ぶ者あり

55 「異議なし」と呼ぶ者あり

56 「異議なし」と呼ぶ者あり

57 「異議なし」と呼ぶ者あり

58 「異議なし」と呼ぶ者あり

59 「異議なし」と呼ぶ者あり

60 「異議なし」と呼ぶ者あり

61 「異議なし」と呼ぶ者あり

62 「異議なし」と呼ぶ者あり

63 「異議なし」と呼ぶ者あり

64 「異議なし」と呼ぶ者あり

65 「異議なし」と呼ぶ者あり

66 「異議なし」と呼ぶ者あり

67 「異議なし」と呼ぶ者あり

68 「異議なし」と呼ぶ者あり

69 「異議なし」と呼ぶ者あり

70 「異議なし」と呼ぶ者あり

71 「異議なし」と呼ぶ者あり

72 「異議なし」と呼ぶ者あり

73 「異議なし」と呼ぶ者あり

74 「異議なし」と呼ぶ者あり

75 「異議なし」と呼ぶ者あり

76 「異議なし」と呼ぶ者あり

77 「異議なし」と呼ぶ者あり

78 「異議なし」と呼ぶ者あり

79 「異議なし」と呼ぶ者あり

80 「異議なし」と呼ぶ者あり

81 「異議なし」と呼ぶ者あり

82 「異議なし」と呼ぶ者あり

83 「異議なし」と呼ぶ者あり

84 「異議なし」と呼ぶ者あり

85 「異議なし」と呼ぶ者あり

86 「異議なし」と呼ぶ者あり

87 「異議なし」と呼ぶ者あり

88 「異議なし」と呼ぶ者あり

89 「異議なし」と呼ぶ者あり

90 「異議なし」と呼ぶ者あり

91 「異議なし」と呼ぶ者あり

92 「異議なし」と呼ぶ者あり

93 「異議なし」と呼ぶ者あり

94 「異議なし」と呼ぶ者あり

95 「異議なし」と呼ぶ者あり

96 「異議なし」と呼ぶ者あり

97 「異議なし」と呼ぶ者あり

98 「異議なし」と呼ぶ者あり

99 「異議なし」と呼ぶ者あり

100 「異議なし」と呼ぶ者あり

101 「異議なし」と呼ぶ者あり

102 「異議なし」と呼ぶ者あり

103 「異議なし」と呼ぶ者あり

104 「異議なし」と呼ぶ者あり

105 「異議なし」と呼ぶ者あり

106 「異議なし」と呼ぶ者あり

107 「異議なし」と呼ぶ者あり

108 「異議なし」と呼ぶ者あり

109 「異議なし」と呼ぶ者あり

110 「異議なし」と呼ぶ者あり

111 「異議なし」と呼ぶ者あり

112 「異議なし」と呼ぶ者あり

113 「異議なし」と呼ぶ者あり

114 「異議なし」と呼ぶ者あり

115 「異議なし」と呼ぶ者あり

116 「異議なし」と呼ぶ者あり

117 「異議なし」と呼ぶ者あり

118 「異議なし」と呼ぶ者あり

119 「異議なし」と呼ぶ者あり

120 「異議なし」と呼ぶ者あり

121 「異議なし」と呼ぶ者あり

122 「異議なし」と呼ぶ者あり

123 「異議なし」と呼ぶ者あり

124 「異議なし」と呼ぶ者あり

125 「異議なし」と呼ぶ者あり

126 「異議なし」と呼ぶ者あり

127 「異議なし」と呼ぶ者あり

128 「異議なし」と呼ぶ者あり

129 「異議なし」と呼ぶ者あり

130 「異議なし」と呼ぶ者あり

131 「異議なし」と呼ぶ者あり

132 「異議なし」と呼ぶ者あり

133 「異議なし」と呼ぶ者あり

134 「異議なし」と呼ぶ者あり

135 「異議なし」と呼ぶ者あり

136 「異議なし」と呼ぶ者あり

137 「異議なし」と呼ぶ者あり

138 「異議なし」と呼ぶ者あり

139 「異議なし」と呼ぶ者あり

140 「異議なし」と呼ぶ者あり

141 「異議なし」と呼ぶ者あり

142 「異議なし」と呼ぶ者あり

143 「異議なし」と呼ぶ者あり

144 「異議なし」と呼ぶ者あり

145 「異議なし」と呼ぶ者あり

146 「異議なし」と呼ぶ者あり

147 「異議なし」と呼ぶ者あり

148 「異議なし」と呼ぶ者あり

149 「異議なし」と呼ぶ者あり

150 「異議なし」と呼ぶ者あり

151 「異議なし」と呼ぶ者あり

152 「異議なし」と呼ぶ者あり

153 「異議なし」と呼ぶ者あり

154 「異議なし」と呼ぶ者あり

155 「異議なし」と呼ぶ者あり

156 「異議なし」と呼ぶ者あり

157 「異議なし」と呼ぶ者あり

158 「異議なし」と呼ぶ者あり

159 「異議なし」と呼ぶ者あり

160 「異議なし」と呼ぶ者あり

161 「異議なし」と呼ぶ者あり

162 「異議なし」と呼ぶ者あり

163 「異議なし」と呼ぶ者あり

164 「異議なし」と呼ぶ者あり

165 「異議なし」と呼ぶ者あり

166 「異議なし」と呼ぶ者あり

167 「異議なし」と呼ぶ者あり

168 「異議なし」と呼ぶ者あり

169 「異議なし」と呼ぶ者あり

170 「異議なし」と呼ぶ者あり

171 「異議なし」と呼ぶ者あり

172 「異議なし」と呼ぶ者あり

173 「異議なし」と呼ぶ者あり

174 「異議なし」と呼ぶ者あり

175 「異議なし」と呼ぶ者あり

176 「異議なし」と呼ぶ者あり

177 「異議なし」と呼ぶ者あり

178 「異議なし」と呼ぶ者あり

179 「異議なし」と呼ぶ者あり

180 「異議なし」と呼ぶ者あり

181 「異議なし」と呼ぶ者あり

182 「異議なし」と呼ぶ者あり

183 「異議なし」と呼ぶ者あり

184 「異議なし」と呼ぶ者あり

185 「異議なし」と呼ぶ者あり

186 「異議なし」と呼ぶ者あり

187 「異議なし」と呼ぶ者あり

188 「異議なし」と呼ぶ者あり

189 「異議なし」と呼ぶ者あり

190 「異議なし」と呼ぶ者あり

191 「異議なし」と呼ぶ者あり

192 「異議なし」と呼ぶ者あり

193 「異議なし」と呼ぶ者あり

194 「異議なし」と呼ぶ者あり

195 「異議なし」と呼ぶ者あり

196 「異議なし」と呼ぶ者あり

197 「異議なし」と呼ぶ者あり

198 「異議なし」と呼ぶ者あり

199 「異議なし」と呼ぶ者あり

た書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條 興行場営業を営む者（営業者といふ。以下同じ。）は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例でこれを定める。

第三條 入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

第四條 入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その行為をしてはならない。

第五條 営業者又は興行場の管理者は、前項の行為をする者に対する対応として、その行為を制止しなければならない。

第六條 営業者又は興行場の管理者は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、興行場に立ち入り、第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができ。

第七條 都道府県知事は、前項の規定により立入検査をする場合においては、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入場者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

第八條 都道府県が条例でこれと定める場合は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第九條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の義務に関して、第三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金又は料科を科する。

第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

附 則
第一條 この法律は、都道府県知事が前條の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ぜることができる。

第二條 都道府県知事が前條の規定に違反したことによる公衆浴場の営業を命ぜたときは、當該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第三條 第二條第一項の規定による許可を受け、又は営業の届出をして從前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして從前の命令の規定による許可を受けたものとみなす。

第四條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第五條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第六條 都道府県知事が前條の規定をしようとするときは、當該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第七條 都道府県知事が前條の規定をしようとするときは、當該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第十四條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに興行場営業を営んでいた者は、この法律施行の日から二月間は、第二條第一項の規定にかかる規制を免れることができる。

第八條 都道府県が条例でこれを定める場合は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第九條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十一條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十二條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十三條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

附 則
第一條 この法律は、都道府県知事が前條の規定に違反したことによる公衆浴場の営業を命ぜたときは、當該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第二條 この法律で「公衆浴場」とは、温泉、潮湯又は温泉その他の使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

第三條 この法律で「公衆浴場」とは、都道府県知事が前條の規定に違反したことによる公衆浴場で、都道府県知事が許可を受けたものについては、この限りでない。

第四條 営業者は傳染性の疾病にかかり、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

第五條 営業者は、その入浴を拒まなければならぬ。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事が許可を受けたものについては、この限りでない。

第六條 営業者は、公衆浴場において、浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

第七條 営業者は、公衆浴場の管理をして、浴そう内を著しく不潔にし、その行為をしてはならない。

第八條 都道府県知事が前條の規定をしようとするときは、當該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第九條 都道府県知事が前條の規定をしようとするときは、當該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十一條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十二條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十三條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

附 則
第一條 この法律として公衆浴場を經營しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

第二條 この法律で「浴場」とは、都道府県知事が前條の規定に違反したことによる公衆浴場を經營することをいいう。

第三條 この法律で「浴場」とは、都道府県知事が前條の規定に違反したことによる公衆浴場を經營することをいいう。

第四條 この法律で「浴場」とは、都道府県知事が前條の規定に違反したことによる公衆浴場を經營することをいいう。

第五條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第六條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第七條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第八條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第九條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十一條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十二條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十三條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十四條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十五條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十六條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十七條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十八條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第十九條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第二十條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第二十一條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第二十二條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第二十三條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第二十四條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第二十五條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第二十六條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第二十七條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第二十八條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第二十九條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三十條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三十一條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三十二條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三十三條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三十四條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三十五條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三十六條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三十七條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三十八條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三十九條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四十條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四十一條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四十二條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四十三條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四十四條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四十五條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四十六條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四十七條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四十八條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四十九條 第二條第一項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

定に違反した者

二 第四條の規定により營業者が

拒んだにもかかわらず入浴した

者又は第五條第一項の規定に違

反した者

第十一條 法人の代表者又は法人若

しくは人の代理人、使用人その他

の從業者がその法人又は人の業務

に関して、第八條、第九條又は前

條第一号の違反行爲をしたとき

は、行爲者を罰する外、その法人

又は人に対しても、各本條の罰金

又は料料を科する。

附則

第十二條 この法律は、昭和二十三

年七月十五日から、これを施行す

る。

第十三條 この法律施行の際、現に

從前の命令の規定により營業の許

可を受け、又は營業の届出をし

て、浴場業を営んでいる者は、第

二條第一項の許可を受けたものと

みなす。

第十四條 昭和二十三年一月一日か

ら、この法律施行の日までに、新

たに浴場業を営み、この法律施行

の際に浴場業を営んでいる者は、

この法律施行の日から、二月

間は、第二條第一項の規定にかか

わらず、引き続き浴場業を営むこ

とができる。

2 前項の規定に該当する者は、こ

の法律施行後二月以内に、都道府

縣知事にその旨を届け出なければ

ならない。

3 前項の届出をした者は、第二條

第一項の許可を受けたものとみな

す。

第三條 人を宿泊する營業を営む

うとする者は、政令の定める手数

料を納めて、都道府縣知事の許可

を受けなければならない。

〔審査報告書は都台により第五十
七号の末尾に掲載〕

右 旅館業法案

昭和二十三年六月二十一日 内閣總理大臣 芦田 均

國会に提出する。

右 旅館業法案

昭和二十三年六月二十一日 内閣總理大臣 芦田 均

國会に提出する。

2 都道府縣知事は、前項の營業の

施設の設置場所又はその構造設備

が、公衆衛生上不適当であると認

めるときは、同項の許可を與えな

いことができる。但し、この場合

においては、都道府縣知事は、理

由を附した書面をもつて、その旨

を通知しなければならない。

第四條 旅館業を営む者（營業者と

いう。以下同じ。）は、營業の施設

について、換氣、採光、照明、防濕

及び清潔、その他宿泊者の衛生に

必要な措置を講じなければならない

こととする。

第五條 この法律で、「旅館業」と

は、都道府縣知事の許可を受け

て、業としてホテル、旅館又は下

宿を經營することをいう。

第六條 この法律で「ホテル」とは、一日又

は數日を単位とする宿泊料を受け

て、人を宿泊させる施設で、都道府

縣知事の定めるホテルとしての基

準に合るものとしいう。

第七條 この法律で「旅館」とは、一日を

単位とする宿泊料又は室料を受け

て人を宿泊させる施設で、都道府

縣知事の定める旅館としての基

準に合るものとしいう。

第八條 この法律で「下宿」とは、一週間

以上の期間を単位とする宿泊料又

は室料を受けて人を宿泊させる施

設で、都道府縣知事の定める事

業として人を宿泊させる施設で、都道府

縣知事が条例で定める事

第七條 都道府縣知事は、必要があると認めるときは、營業者その他関係者から必要な報告を求め、又は當該吏員に、營業の施設に立ち入り、第四條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができることとする。

2 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

3 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

4 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

5 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

6 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

7 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

8 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

9 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

10 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

11 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

12 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

13 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

14 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

15 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

16 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

17 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

18 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

19 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

20 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

21 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

22 第四條第一項の規定に違反したと立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求あるときは、これを呈示しなければならない。

二 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は當該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第五條第一項の規定に違反した者

は、當該吏員の拘留又は科料

を受けて同條第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料

に処する。

第十三條 法人の代表者又は法人若

しくは人の代理人、使用人その他

の從業者がその法人又は人の業

務に関して、第十條又は第十一條

の違反行爲をしたときは、行爲者

前項の届出をした者は、それぞれ第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

〔塚本重蔵君登壇、拍手〕
○塚本重蔵君　只今上程になりました、與行場法案、公業浴場法案、旅館業法案の厚生委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

る旅館業及び公衆浴場並びに映画館、劇場その他興行場に対しまず取締りは、警察命令に基きまして、各都道府県によつて一定していないために、取締りの徹底と指導の適正を図ることが困難である実情でありましたので、今回これがあるため、三法案を提出された次第であります。

六月二十二日 厚生省監査会に本審査に付託と相成りました、六月二十四日 審議をいたしました。各委員から熱心な質疑が行われたのであります、その主なるもの二三を申上げますと、旅館業法第二條第四項に、「不宿」とは、一週間以上の期間を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設」とあります。一般的の素人下宿についても、この法律による下宿であるかどうかとの質問がありました。政府は、この法律の目的は、業として旅館業を経営する者に對して、公衆衛生の目的から、取締りを行ふものであるから、たまゝ部屋を空いていたので、特定の人に貸す場合などは業とはしませんので、このようなものに對しましては、

本法は適用されないとの答弁がありま

「可決せられました。

意見書案

第二十三号 德島縣廳內德島縣
議會議長 宮田美信外七名提

○副議長(松本治一郎君) この際日程の順序を変更して日程第十九より第十三の諸類、及び日程第三十一より第三十二

六までの陳情を一括して議題とする」と
に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(松本清一郎君) 律異議なしと認めます。先ず委員長の報告を求めます。会計及び地方同業委員長吉川未

次郎君。

治安及び地方制度委員会請願書
査報告書第一号

一 葉院の会議に付するを要するもの。

第七百七八号 消防團用資材配給に関する諸願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月十八日

制度委員長 吉川末次郎

治安及び地方制度委員会請願特

別報告第一号
消防機用資材配給に関する諸問題

第七百十八号 鹿児島市議会議長提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別

方をめのと審査決定した上で別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月十八日

制度委員長
參議院議長松平恒雄殿

右の請願は、消防團用資材配給に関する請願
請願者 鹿兒島市議会議長増田
静提出

消防團の十分な活動を期するためには、ガソリンの増配、地下足袋、火薬等の資材を優先的に配給せられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、現意にこれが実現に努力せられたい。ことに國會法第八十一條により別冊を添付する。

昭和二十三年月日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

治安及び地方制度委員会請願案
查報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二十三号 地方財政の自主性
強化樹立に関する請願

第四十四号 地方議会で創設した独立税の許可に関する請願

第五十二号 地方財政の確立に関する請願

第五十三号 地方自治体の起債
許可促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月二十一日

治安及び地方
制度委員長 吉川末次郎

參議院議長松平恒雄殿

別報第2号

治安及び地方制度委員会請願案

地方財政の自主性強化樹立に関する請願

第二十三号 德島縣廳内德島縣議會議長 宮田美信外七名提出
地方議會で創設した独立院の許可
に関する請願
第四十四号 德島縣廳内德島縣議會議長 宮田美信外七名提出
地方財政の確立に関する請願
第五十二号 福島縣議會議長
大竹作摩外五名提出
地方自治体の起債許可促進に関する請願
第五十三号 福島縣議會議長
大竹作摩外五名提出
右四件の請願は内閣に送付するを要
するものと審査決定した。よつて別
紙意見書案を附して報告する。
昭和二十三年六月二十一日
治安及び地方
制度委員長 吉川末次郎
參議院議長松平恒雄殿
意見書案
地方財政の自主性強化樹立に関する
請願者 德島縣廳内德島縣議會
議長 宮田美信外七名提出
右の請願は
終戦後における地方財政に激変する
諸種の情勢に伴い財政需要の激増に
よりはなはだしく窮乏している上
に、最近地方團体に対する國家事務
委任は相当増加し地方財の負担は激
増の一途をたどり財政は困難の度を
深めつつあるから、地方財政の自主
性を強化する方法を急速に樹立せら
れるとともに國家事務に対する國家
負担の増額等につき特別の考慮を願

いたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられた。——之に國会法第八

第百四十九号
十一條により別冊を送付
昭和二十三年月日

參議院議長 松平 恒雄

天賜總理大臣荅田培馳

地方議会で創設した独立税の許可

に
關する請願

諸願者一徑以縣議全歸就士
美信外七名提出

右の諸願は

税率が創設せられた場合、これによつて、(1)不動産

で、負担の不均衡はよりよ
られ、財源配分については

に、又地方ブロック内で他

その道正化が行われ得る
ら、中央政府は勉めて右独

し許可を與えられたいとの
つて參議院は、願意の大体

ものなりと思う。よつて内

これが実現に努力せられぬ
二國金法第八十一条

付する。

昭和二十三年五月
參議院議長
田中義長

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案
地方財政の確立二調査

地政課
請願者
福島縣議會

作摩外五名提出

東北六縣の財政狀況は、昨

害に対する復旧事業費、並

等の深井のためひつ道の
つており、このままにては

である地方自治の發展は期
な、状況にあるから、地主

及び地方税法を根本的に改

方團体に対する一般財源の外委任事務につては、

経費を全額交付する等の支

られたいとの趣旨であつ

願意の下に内閣に思ふ。よつて内閣は銳意に努力せられたい。心を

に廉價優先配給をせうれたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一条により開冊を送付する。

昭和二十三年月日
參議院議長 松本 恒雄

内閣總理大臣 菅田 均殿

〔吉川未次郎君登壇、拍手〕
○吉川未次郎君：只今議題となりました諸願及び陳情につきまして我々の委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。これらは陳情、請願をここに便宜上三種に分けまして御説明申上げたいと存ずるのではありません。

第一は地方行政に関するものでございまして、陳情第十九号及び第百三十二号の杉山長崎縣知事、及び大橋長崎市長等提出にかかりります岩岐、対馬の両島を福岡縣に轉縣することに關する陳情でございます。その趣旨といたしましては、岩崎、対馬といふものが、のを福岡縣においても右両島とは米、木炭、水産物等に關して重大なつながりがあるのみでなく、同島の轉縣によつて、縣の財政は非常に困難に立ち至るから、本問題については常に慎重に研究をして貰いたい、といふのでございまして、治安及び地方制度委員会におきましては、審議の結果、その趣旨は大体了解することができるので、この問題につきましては十分検討せらるべきものであると考えまして、その陳情を採択いたしまして、内閣へ送付すべきものと決定いたしました次第でござい

ます。

第二は、請願第二十三号地方財政の自立性強化確立に關するところの、徳島縣議会議長でありまする富田美信君外七名の提出にかかりますところの請願外三件、及び陳情第三十号地方財政確立に関する陳情、神奈川縣議会議長堀内萬吉君提出外六件は、いずれも地方財政の窮迫を訴えます、その主旨強化

方策の実現を希望するものでございまして、本委員会はこれら請願の趣旨は採択の上、内閣に送付を要するものと決定いたしました。次第でございます。

次に第三といたしましては、請願第七百十八号鹿兒島市議会議長増田鶴君提出の肖防團用査配給に關する請願と並びに宮崎縣町村長会長高橋君提出の町村公用必物資の賃價優先配給並びに確保に関する陳情の二件について申上げます。これらはいずれも必要な物資確保に關するものであります。本委員会はその趣旨を諒じし、政府當局におきまして、その線に沿うて努力せらるべきものと考えまして、採択の上、内閣へ送付すべきものと決定いたしました次第であります。以上請願五件、陳情十件につきまして本委員会の審議の結果をば御報告申上げました次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御發言もなければこれより採択をいたしました。これらの請願及び陳情は委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

(総員起立)

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないものと認めます。先ず委員長の報告を求めます。司法委員会理事岡部常君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないものと認めます。先ず委員長の報告を求めます。司法委員会理事岡部常君。

一議院の会議に付するを要するもの。

第三十四号 仙台高等裁判所郡山支部設置に關する請願 第七百十一号 札幌高等裁判所
鉄路支部設置に關する請願 右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月十九日
司法委員長 伊藤
參議院議長 松平恒雄殿
仙台高等裁判所郡山支部設置に関する請願
第三十四号 郡山市長 本間善庫提出
札幌高等裁判所釧路支部設置に関する請願
第七百一十一号 釧路市長 佐熊
宏平外十九名提出
右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十三年六月十九日
司法委員長 伊藤
参議院議長松平恒雄殿
意見書案
仙台高等裁判所郡山支部設置に関する請願
請願者 郡山市長 本間善庫
右の請願は
裁判所法によつて裁判所の構成と事件の管轄が変更されたため、交通不便の地方の者には、経済事情や交通難から訴訟の申立を取り止めることとなつて、憲法第三十二条の趣旨にも反するから地理的に見て東北の要地であり発展の必然性として訴訟件数も増加の傾向にある郡山市に仙台高等裁判所支部を設置せられたとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一条により別冊を添付する。
昭和二十三年六月
内閣總理大臣吉田均殿
意見書案
札幌高等裁判所釧路支部設置に関する請願
請願者 鉤路市長 佐熊宏平外
十九名

の位置にあつて、交通が不便のため上訴権を放棄する者が多いから、当裁判所の所在地都市であり、現在方裁判所の所在地である鉄道に高等裁判所支部を設置されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年月日
参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 岸田均殿

司法委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四号 東京高等裁判所長野支部設置に関する陳情

第三百三十一号 刑務所の設備充実に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月十九日
司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

司法委員会陳情特別報告第一号

東京高等裁判所長野支部設置に関する陳情

第四号 長野市會議長 笠原十兵衛提出

刑務所の設備充実に関する陳情

第三百三十一号 三重縣會議長

小切間重三郎提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月十九日
司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

右の陳情は

新裁判所法の制定のため、從來の区裁判所が廢止され、控訴裁判は長野地方裁判所で取扱われていたのが、

東京高等裁判所長野支部設置に関する陳情

陳情者 長野市會議長 笠原十兵衛

つてゐることを御承知書きを願いたいと思います。資金の調達難が一つの非常に常に大きな問題であり、もう一つは電力料金の相対的な低廉が一つの大きい原因になつてゐるわけですが、要するに金がうまく回らないために、あらゆる當時の渾轉資金が料金との関連でうまく回らないために、電力の供給に大きな支障を來しつつありますから、御質置きを願いたいとするということを報告されておりますか、外資の問題にも触れてありますから、時節柄ちょっと御質置きを願いたいと考えるのであります。

すのは、恐らくセメントとなるであろう。そうして年間の現在の工事能力、工事能力と申しますのは、発電機の生産能力から、土木工事能力すべてを含めたそういう生産が全部かかつておられます。そういう総合工事能力全部を含めまして、大体年間に最大限が四千五百万千瓦、これが現在の状態における最大の開発の能力の限界であると考えます。未開発が現在まだ一千四百万瓩と言われておりますが、その点も考慮して頂きました十分のお考え方置きを願いたいと思います。

以上極めて簡単にこの問題の調査報告をなしたのであります。特に承認を受けた報告書の内容を十分に理解を願つて、現在の電力問題に深い関心を持つて頂きたいと特にお願ひする次第であります。電力問題は目下再編成問題を繰りて非常に大きな政治問題となりつあります。この再編成問題が恐らく解決の付かないうちに、又必ず今年と同じ電力危機が押寄せることになると予想される。それを私はここに断言することができるよう気がする次第であります。電力危機の到来と、更に今被さつてゐる電力の再編成の問題、これらを引つ括りまして、電力の諸問題、産業の再建と民生安定の鍵である電力問題の解決を、衷心からこの議場に私がお願いするわけであります。この電力問題の解決の延びておられます。大きな原因と私考えますのは、問題の中点問題の所在点が、國會議員の皆様方に恐らく十分に理解されていない、或いは重要度が十分に理解されていない、この点が一番大きな原因のようになります。私の言い過ぎであつたらお許しを願いたいと思いますが、そらくう氣がするわけであります。本報告書の所見は現在の電力問題の所在点を殆んど網羅しております。同時にその対策のこころはサジェスト程度であります。殆ど十分にサジェストしてあります。どうか分にサジェストしてあります。本報告書の所見を、問題の所在点を御覽になり、その対策のサジェストを受取られまして、本問題の解決に国会がおこなうべき大いに足踏みを一步踏み出しました結果と、その結果に基く大きな希望であり、期待であるわけであります。

出席者に左の通り。